【事案1の概要】

教員の懲戒処分について

1. 当事者

職 名 准教授(男性)

年 齢 40歳台

2. 事実の概要

神戸大学准教授は、令和3年1月、2日間ミーティングを無断欠席した研究室に所属する4年生の学生に対し、「わかってんのか、お前は。お前不可だぞ。もう不可ね。決定。なめてんのか、お前は。ここでぶん殴ってやりたいとこなんだなあ。すいませんじゃねえぞ、こら。殺すぞ、こら。」と怒鳴りながら椅子を蹴飛ばすなどの言動を行った。

今回の言動は、大学教員としてあまりにも常軌を逸した不適切極まりないものである。また、当該教員は、以前にも他の学生に対し「おい、殺すぞ」「馬鹿」などの言動があったことが確認されている。

一連の行為は、大学教員として職務上の責任を自覚し誠実かつ公正に職務を遂行していないものであり、さらに、相手の意に反する言動等を行うことにより、相手が学業を行う上で不利益を与え、教育及び研究のための環境を悪化させるものであり、本学の規則に反するものである。

当該教員の行為は、神戸大学職員就業規則第58条第1項第9号「ハラスメントと認められる行為があった場合」に該当することから、同規則第59条第1項第3号の規定に基づき懲戒処分として、「停職1月間」とした。